

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の  
輸入通関の際における取扱いについて

蔵関第 256 号  
平成 11 年 3 月 31 日  
改正財関第 4 号  
平成 13 年 1 月 6 日  
改正財関第 1005 号  
平成 13 年 12 月 14 日  
改正財関第 674 号  
平成 16 年 6 月 30 日  
改正財関第 675 号  
平成 16 年 6 月 30 日  
改正財関第 420 号  
平成 19 年 3 月 31 日  
改正財関第 698 号  
平成 21 年 6 月 19 日  
改正財関第 1046 号  
平成 22 年 10 月 1 日  
改正財関第 964 号  
平成 23 年 8 月 31 日  
改正財関第 321 号  
平成 24 年 3 月 31 日  
改正財関第 1047 号  
平成 27 年 10 月 13 日  
改正財関第 403 号  
平成 28 年 3 月 31 日  
改正財関第 1120 号  
令和 2 年 12 月 28 日  
改正財関第 285 号  
令和 3 年 3 月 31 日

標記のことについて、別添のとおり食糧庁長官から依頼があったので、平成 11 年 4 月 1 日からこれにより実施されたい。

11 食糧業第 213 号（加食・貿易）  
平成 11 年 3 月 31 日  
改正 12 食糧第 1174 号（総務）  
平成 12 年 12 月 18 日  
改正 13 食糧第 1699 号  
平成 13 年 10 月 29 日  
改正 15 食料第 710 号  
平成 15 年 6 月 30 日  
改正 15 総合第 2851 号  
平成 16 年 4 月 1 日  
改正 18 総食第 1315 号  
平成 19 年 3 月 30 日  
改正 21 総食第 112 号  
平成 21 年 6 月 19 日  
改正 22 総食第 610 号  
平成 22 年 10 月 1 日  
改正 23 総食第 697 号  
平成 23 年 8 月 30 日  
改正 23 生産第 6125 号

平成 24 年 4 月 2 日  
改正 27 生産第 1842 号  
平成 27 年 9 月 30 日  
改正 27 政統第 658 号  
平成 28 年 2 月 24 日  
改正 2 政統第 1619 号  
令和 2 年 12 月 21 日  
改正 2 政統第 2428 号  
令和 3 年 3 月 26 日

別添

大蔵省関税局長殿

食糧庁長官

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の  
輸入通関の際における取扱いについて

平成 11 年 4 月 1 日からの米穀等についての関税措置への切換えに伴い、米麦等の輸入通関の際における取扱いについて下記のとおり定め、同日から実施することとしたので、ご協力をお願いします。

なお、同日付けで「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸出入通関の際における取扱いについて」（平成 7 年 3 月 29 日付け 7 食糧業第 274 号（輸入））は廃止します。

記

1 確認の対象となる米麦等

- (1) 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成 6 年法律第 113 号。以下「法」という。)第 30 条、第 31 条及び第 34 条に基づき行われる輸入の対象となる米穀等であって税関に確認を依頼する米穀等は、次に掲げる物品である。

関税定率法別表の第 1006.10 号、第 1006.20 号、第 1006.30 号、第 1006.40 号、第 1102.90 号の三、第 1103.19 号の四、第 1103.20 号の三の(二)、第 1104.19 号の二の(二)、第 1104.29 号の二、第 1901.20 号の一の(二)の A 及び(三)、第 1901.90 号の一の(二)の A、第 1904.10 号の二の(一)、第 1904.20 号の二の(一)及び第 2106.90 号の二の(一)の A に掲げる物品並びに第 1901.90 号の一の(三)及び第 1904.90 号の一に掲げる物品のうち米の含有量が全重量の 30%を超えるもの

- (2) 法第 42 条、第 43 条及び第 45 条に基づき行われる輸入の対象となる麦等であって税関に確認を依頼する麦等は、次に掲げる物品である。

関税定率法別表の第 1001.11 号、第 1001.19 号、第 1001.91 号、第 1001.99 号、第 1003.10 号、第 1003.90 号、第 1008.60 号の二、第 1101.00 号、第 1102.90 号の一及び二、第 1103.11 号、第 1103.19 号の一及び二、第 1103.20 号の一、

四及び五、第 1104.19 号の一及び三、第 1104.29 号の一及び三、第 1108.11 号、第 1901.20 号の一の(二)の B、C 及び D の(a)、第 1901.90 号の一の(二)の B、C 及び D の(a)、第 1904.10 号の二の(二)及び(三)、第 1904.20 号の二の(二)及び(三)、第 1904.30 号、第 1904.90 号の二及び三並びに第 2106.90 号の二の(一)の B に掲げる物品

## 2 税関の確認の時期及び方法

(1) 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、政府の委託を受けた者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。

### ① 確認時期

輸入申告の際

### ② 確認方法

農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)は、米穀等の輸入を目的とする買入れを委託した者に、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官(以下「政策統括官(支出負担行為担当官)」という。)を甲とし受託者を乙とした「輸入米穀(等)買入委託契約書」の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該契約書の写しの記載内容(数量)と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び政策統括官(支出負担行為担当官)印の押印(印影写し)(別紙 1)を確認する。

なお、数量の確認において、政策統括官(支出負担行為担当官)との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。

③ 当該輸入については納付金の納付は不要であるので留意願いたい。

(2) 法第 31 条第 1 項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。

### ① 確認時期

輸入申告の際

### ② 確認方法

政策統括官は、米穀等の輸入者に、政策統括官(支出負担行為担当官)を甲とし輸入業者を乙とした「輸入米穀(等)の特別売買契約書」の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該契約書の写しの記載内容(数量)と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び政策統括官(支出負担行為担当官)印の押印(印影写し)を確認する。

なお、数量の確認において、政策統括官(支出負担行為担当官)との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。

③ 当該輸入については納付金の納付は不要であるので留意願いたい。

(3) 法第 34 条の規定に基づき、納付金を納付して輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。

なお、保税工場又は総合保税地域において米穀等を原料として製造された製品を国内に引き取る場合の当該原料米穀等についても本規定は適用される

ので留意願いたい。

① 確認時期

輸入申告の際

② 確認方法

地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、米穀等の輸入者に、当該輸入者から提出された「米穀等輸入納付金納付申出書」（以下「申出書」という。）（別紙2）に納入告知書番号を記載したものの写しを交付し、当該申出書の写し及び収納機関（銀行等）が発行する納付金の「領収証書」（歳入徴収官事務規程別紙第4号書式の第1片）又は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が発行する「米麦等輸入納付金領収証明書」（別紙3）（以下「領収証書等」という。）を輸入申告の際に提出させるので、当該申出書の写し及び当該領収証書等の記載内容（正味数量及び納付金額）と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。

なお、

ア) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第8条第4項に基づき、米穀等の輸入者より申出書の変更の申出があった場合（納付金不足額の追加納付の場合）は、地方農政局等は、米穀等の輸入者に、当該輸入者から提出された「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」（以下「変更申出書」という。）（別紙4）に納入告知書番号を記載したものの写しを交付し、当該変更申出書の写し及び納付金の領収証書等を輸入申告の際に提出させるので、当該変更申出書の写し及び当該領収証書等の記載内容（正味数量及び納付金額）と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。

イ) 令第8条第6項に基づき、農林水産大臣が申出書又は変更申出書の記載事項に誤りがあると認め、当該申出又は変更申出に係る納付金の額を決定した場合は、地方農政局等は、米穀等の輸入者に、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」（以下「決定通知書」という。）（別紙5）を交付し、当該決定通知書及び納付金の領収証書等を輸入申告の際に提出させるので、当該決定通知書及び当該領収証書等の記載内容（正味数量及び納付金額）と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。

ウ) 米穀等の輸入者が輸入申告を電子申請により行う場合は、地方農政局等は、米穀等の輸入者に、申出書、変更申出書又は決定通知書の電子媒体に電子署名を行った上で交付し、当該電子媒体及び納付金の領収証書等の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該電子媒体及び当該領収証書等の写しの記載内容（正味数量及び納付金額）と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。

(4) 法第42条第5項において準用する法第30条第2項の規定に基づき政府の委託を受けた者が輸入する麦等の場合については、(1)に準じて行うものとする。

- (5) 法第 43 条第 1 項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する麦等の場合については、(2)に準じて行うものとする。
- (6) 法第 45 条に基づき納付金を納付して麦等の輸入を行う場合については、(3)に準じて行うものとする。ただし、この場合の申出書、変更申出書及び決定通知書の様式については、それぞれ別紙 6、別紙 7 及び別紙 8 によるものとする。

なお、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 2 第 3 項に規定する特別特惠受益国を原産地とする麦等の輸入を行おうとする場合については、地方農政局等は、当該麦等の輸入者に特別特惠受益国を原産地とする麦等の輸入である旨を記載した申出書の写しを交付し、輸入申告の際に提出させるので、当該申出書の写しの記載内容と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。

### 3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、政策統括官又は当該疑義が生じた米麦等に係る通関を行う税関の所在地を管轄する地方農政局等と協議の上処理することとする。

#### 附 則

この通知は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、1 の改正規定は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 7 号）第 2 条の施行の日（平成 24 年 1 月 1 日）から施行する。また、2 の改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日以降の契約から適用する。

#### 附 則

この通知は、関税定率法等の一部を改正する法律第 1 条の施行の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

#### 附 則

この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この通知は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

第 1 条 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙 1 (省略)

別紙 2

[参考：食糧規則別記様式第 2 号]

米穀等輸入納付金納付申出書  
(兼米穀等輸入納付金納付調書)

年 月 日

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住所  
氏名

米穀等の輸入に係る納付金を納付することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 輸入港及び積出港

2 輸入の時期

3 輸入に係る米穀等の種類及び数量並びに納付金の単価及び額

種類(品名)	(参考)関税番号	正味数量(kg)	納付金単価(円/kg)	納付金額(円)
			納付金額計	
				受 理

(注)上記申出内容に変更があった場合は、速やかにその旨を申し出てください。

米麦等輸入納付金領収証明書

番 年 月 日  
号 日

住所  
氏名 殿

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

下記の金額について、米穀等及び麦等輸入納付金として納付されたことを証明します。

記

- 1 関税番号 \_\_\_\_\_
- 2 納入告知書整理番号 \_\_\_\_\_
- 3 正味数量 \_\_\_\_\_ k g
- 4 納付金額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 納付年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 6 納付方法 \_\_\_\_\_

別紙 4

[参考：食糧規則別記様式第3号]

米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書  
(兼納付金増減額算定調書)

年 月 日

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住所  
氏名

年 月 日付けで提出した米穀等の輸入に係る納付金の納付申出書の記載事項の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 輸入港及び積出港

2 輸入の時期

3 輸入に係る米穀等の種類及び数量並びに納付金の単価及び額

区 分		種 類 (品名)	(参考) 関 税 番 号	正 味 数 量 (kg)	納付金 単 価 (円/kg)	納 付 金 額 (円)	変更申出により 増加又は減少す る納付金額(円)
変更	前						
	後						
変更	前						
	後						
					納付金増減額		
					受 理		



別紙 6

[参考：食糧規則別記様式第7号]

麦等輸入納付金納付申出書  
(兼麦等輸入納付金納付調書)

年 月 日

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住所  
氏名

麦等の輸入に係る納付金を納付することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第14条において準用する第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 輸入港及び積出港
- 2 輸入の時期
- 3 輸入に係る麦等の種類及び数量並びに納付金の単価及び額

種類(品名)	(参考)関税番号	正味数量(kg)	納付金単価(円/kg)	納付金額(円)
			納付金額計	
				受 理

(注)上記申出内容に変更があった場合は、速やかにその旨を申し出てください。

別紙 7

[参考：食糧規則別記様式第 8 号]

麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書  
(兼納付金増減額算定調書)

年 月 日

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住所  
氏名

年 月 日付けで提出した麦等の輸入に係る納付金の納付申出書の記載事項の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 14 条において準用する第 8 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 輸入港及び積出港

2 輸入の時期

3 輸入に係る麦等の種類及び数量並びに納付金の単価及び額

区 分		種 類 (品名)	(参考) 関 税 番 号	正 味 数 量 (kg)	納付金 単 価 (円/kg)	納 付 金 額 (円)	変更申出により 増加又は減少す る納付金額(円)
変更	前						
	後						
変更	前						
	後						
					納付金増減額		
					受 理		

